

## 新篠津村学校情報機器（教育用タブレット端末等）整備事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この実施要領は、新篠津村（以下「本村」という。）が発注する「新篠津村学校情報機器（教育用タブレット端末等）整備事業」（以下「本事業」という。）の契約業者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 事業概要

- (1) 事業名 新篠津村学校情報機器（教育用タブレット端末等）整備事業
- (2) 事業内容 「新篠津村学校情報機器（教育用タブレット端末等）整備事業仕様書」のとおり
  - ・タブレット端末等情報機器の購入
  - ・購入機器によるLTE通信サービス等の利用
- (3) 機器等納入期限  
契約締結日から令和3年3月1日（月）まで
- (4) LTE通信サービス等利用期間  
令和3年3月1日から令和8年2月28日（60ヶ月）
- (5) 契約方法等  
公募型のプロポーザル方式により企画提案書を求め、提案内容、プレゼンテーション、提案価格等の評価基準を元に総合的に評価・審査し受注候補者を選定し、随意契約（物品購入契約及びLTE通信サービス等利用契約）を締結する。  
なお、本契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定により、端末の納入に係る費用部分については、議会の議決を要する契約に該当するものとし、仮契約締結後、新篠津村議会の議決を得た際にその効力が発生するものとする。  
また、LTE通信サービス等の利用に係る費用部分についても、端末の納入に係る費用分に対する議決を得ることを条件に成立するものとする。
- (6) 事業費上限額
  - ①物品購入等 14,520千円（消費税及び地方消費税を含む。）
  - ②LTE通信サービス等利用料（60ヶ月）  
36,300千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 担当部署

新篠津村教育委員会学校教育係

〒068-1192

北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地 新篠津村役場内

電話0126-57-2111（内線711）

FAX0126-57-2837

電子メール kyo\_somu@vill.shinshinotsu.hokkaido.jp

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 北海道内に本店、支店又は営業所を有すること、または、北海道内に所在する本店または支店であること。
- (2) 移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しないこと。
- (4) 公募開始の日から契約締結までの間において、新篠津村競争入札参加資格者指名停止要綱（平成11年要綱第14号）の規定による指名の停止及び国又は他の地方公共団体から同等の処分を受けていないこと。
- (5) 公募開始の日から契約締結までの間において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 本事業又は本事業と類似の事業について、契約実績を有する者であること。

#### 5 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

項目	期間等
公募開始	令和2年9月30日（水）
参加申込書受付期間	令和2年9月30日（水）～令和2年10月14日（水）
一次選考結果決定通知	令和2年10月16日（金）
質問受付期間	令和2年10月19日（月）～令和2年10月21日（水）
質問回答日	令和2年10月26日（月）
企画提案書受付期間	令和2年10月19日（月）～令和2年11月10日（火）
プレゼンテーション	令和2年11月13日（金）
契約予定業者決定通知	令和2年11月13日（金）
契約協議・仮契約	令和2年11月中旬
本契約締結	令和2年12月初旬

## 6 参加申込の手続き等

本プロポーザルへの申込みを希望する場合は、次により参加申込書を提出すること。なお、参加申込書、プロポーザル実施要領等、公募に関する資料・様式類は、本村ホームページからダウンロードすること。

### (1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式1）
- イ 資格要件確認書（様式2）
- ウ 同種事業契約実績書（様式3）

以下、本村指名競争入札参加資格業者名簿に登録されていない場合は、提出すること。

- エ 新篠津村競争入札参加資格者審査申請書類

### (2) 提出期間

令和2年9月30日（水）から令和2年10月14日（水）必着

### (3) 提出方法

持参（閉庁日を除く9時00分から17時00分までの執務時間内）又は郵送（簡易書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

### (4) 提出先

新篠津村教育委員会

## 7 一次審査（書類審査）

### (1) 参加申込書等の審査

一次審査は提出書類について資格審査を行い、一次審査通過者を選定する。

### (2) 一次選考審査結果の通知

審査結果の通知については、令和2年10月16日（金）に全ての申込者へ書面にて通知する。

## 8 質問及び回答

一次審査通過者は、本プロポーザルに関する質問は、質問書の提出により行うこと。

### (1) 質問受付期間

令和2年10月19日（月）から令和2年10月21日（水）まで

### (2) 提出方法

質問箇所及び内容を分かりやすく記載し、電子メールにより提出すること。

- (3) 提出先  
新篠津村教育委員会
- (4) 提出書類  
質問書（様式4）
- (5) 回答方法  
質問に対する回答は、令和2年10月26日（月）までに本村のホームページに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

## 9 辞退届の提出

一次審査通過者で、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、次の方法により辞退を申し出ること。なお、この場合、その他の事業に不利益を被ることはないものとする。

- (1) 提出書類  
辞退届（様式5）
- (2) 提出期限  
令和2年11月10日（火）17時00分まで
- (3) 提出方法  
持参または郵送（簡易書留郵便に限る。）
- (4) 提出先  
新篠津村教育委員会

## 10 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
  - ア 企画提案書（任意様式）
  - イ 見積書（任意様式）※企画提案書の最終ページに添付すること。  
仕様書に基づく内訳書を添付すること。
- (2) 作成上の留意点
  - ア 企画提案書は、A4判、両面印刷、左綴じで製本すること。
  - イ 文字の大きさは、原則として12ポイント以上にすること。
  - ウ 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
  - エ 企画提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
  - オ 使用言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページに注釈をつけること。
  - カ 企画提案書の表紙及び見積書には、タイトルを「新篠津村学校情報機器（教育用タブレット端末等）整備事業」とし、提出年月日を記載し、正本には、参加申込者の所在地、名称、代表者名・代表者印を記名押印して提出すること。

(3) 提出部数

企画提案書・見積書 正本各1部、副本各11部

(4) 提出期間

令和2年10月19日(月)～令和2年11月10日(火)

11 二次審査(プレゼンテーション)

一次審査通過者に選定された者は、提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 日時

令和2年11月13日(金)とし、詳細については、一次審査通過者に別途通知する。

(2) 所要時間

- ・準備10分程度
- ・企画提案プレゼンテーション35分程度
- ・企画提案に対する質疑15分程度

(3) 内容

企画提案書の内容説明及び質疑

(4) 出席者

3名以内とする。

(5) その他

ア プレゼンテーションに必要な機器は持参すること。

※プロジェクター及びスクリーンの貸出しは行うので、希望者は前日までに申し出ること。

イ プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとする。

ウ プレゼンテーションは非公開とする。

12 二次審査(契約予定者)の選定

(1) 審査手順

本村が設置する審査委員会において、提案内容の評価を選定基準1、2に基づき審査し、最高得点者を契約予定者として選定する。なお、最高得点者が2提案者以上になった場合、審査委員会の委員長が決定する。

(2) 結果通知

審査結果は、全ての提案者に書面で通知する。

13 契約の手続き

仕様書及び契約予定者の企画提案書等の内容を基本に協議の上、新篠津村

財務規則に基づき契約を締結する。契約予定者の企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本事業の目的達成のため、必要な範囲において契約予定者との協議により、項目を追加、変更及び削除する場合がある。

また、これにより契約内容及び契約額等の調整を行う場合がある。

#### 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (3) 提出期限後の企画提案書等の修正、変更は原則認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書については、契約予定者の選定のために使用するものとし、原則公表しないが、情報公開請求があった場合、新篠津村情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (6) 提案事業者が1者であっても、企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断された場合は、優先候補者とする。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
  - イ 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
  - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - エ プレゼンテーションに参加しなかった場合
  - オ 選定の公平性を害する行為があった場合
  - カ アからオまでに定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

【選定基準】

(1) 事業者の評価 (選定基準1)

評価項目	評価基準	配点
企業評価	国や地方公共団体との本事業又は本事業と類似の事業実績があるか。 特に学校（国立、公立、私立を問わない）での事業実績があるか。	10
事業実施体制	適切な人員配置が行われるか。 事業実施にあたって、本事業又は本事業と類似の事業を実施する専門部署及び実務経験者の配置が予定されているか。	10
計		20

(2) 提案の評価 (選定基準2)

評価項目	評価基準	配点
提案全般	仕様書の内容を踏まえ、目的や条件等を理解した提案となっているか。	10
	専門的な知見に基づき、児童生徒が機器等を安全に使用できる提案がされているか。	10
	機器等の導入前及び導入後において、教職員への研修支援等は適切に行われるか。	10
	導入後の機器の利活用について、提案がされているか。 その支援体制は充実しているか。	10
企画提案力	企画提案書は、文書表現や図や表、重要事項についてわかりやすく整理されているか。 説明はわかりやすく説得力があるか。	10
	事業を行うために必要な意欲、熱意を有しているか。 質疑に対し、的確に応答ができているか。	10
見積書	物品に係る提案価格（最も安価な業者の見積金額／当該業者の見積金額）×10点（小数点以下第1位で四捨五入） ※最も安価な業者は満点（10点）とする。	10
	利用料に係る提案価格（最も安価な業者の見積金額／当該業者の見積金額）×10点（小数点以下第1位で四捨五入） ※最も安価な業者は満点（10点）とする。	10
計		80
合 計 (選定基準1 + 選定基準2)		100